

# 平成31年度の事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者は、施設から排出される排出ガス等に含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を本市に報告することが義務付けられています。

## 1 大気基準適用施設測定結果の概要

### (1) 本市清掃工場

本市の4工場7施設の排出ガス濃度は最小 0.00000008、最大 0.15(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)で、いずれも排出基準内でした。

### (2) 本市清掃工場を除く廃棄物焼却炉

対象となる17施設の排出ガス濃度は最小 0.000061、最大2.4(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)で、いずれも排出基準内でした。

### (3) アルミニウム合金製造施設

対象となる3施設の排出ガス濃度は最小 0.0000020、最大 0.0016(ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)で、いずれも排出基準内でした。  
[1 ng(ナノグラム)=10億分の1 g]

## 2 水質基準対象施設測定結果の概要

対象となる下水処理場4事業場の排水濃度は最小 0.00028、最大 0.0035(pg-TEQ/L)で、いずれも排出基準(10 pg-TEQ/L)を下回っていました。  
[1 pg(ピコグラム)=1兆分の1 g]

## 3 各事業所の測定結果

### (1) 大気基準適用施設【特定施設の種別：廃棄物焼却炉】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)※1		燃え殻 (ng-TEQ/g)※1※2		ばいじん (ng-TEQ/g)※1※2		備考
			試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	試料採取 年月日	測定結果	
広島市中工場	中区南吉島一丁目5-1	0.1	R1.10.1	0.00016	R1.8.29	0.00084	R1.8.29	0.53	1号
		0.1	R1.7.31	0.0003					2号
		0.1	R1.7.31	0.00016					3号
広島市南工場	南区東雲三丁目17-1	1	R1.9.9	0.14	R1.8.5	0.00033	R1.8.5	0.082	1号炉
			R2.2.5	0.1					2号炉
		1	R1.8.5	0.11					1号炉
			R1.12.11	0.15					2号炉
広島市旭町水資源再生センター	南区宇品東四丁目2-27	5	—	—	—	—	—	—	休止中
株式会社センターク リーナー出島工場	南区出島一丁目20-3	10	R1.12.19	0.29	R1.12.19	0.000022	R1.12.19	3.7※3	
広島市西部水資源再生センター	西区扇一丁目1-1	5	R1.8.8	0.0085	R1.6.24	0.001	R1.7.2	0.000023	1系
		5	R1.8.8	0.000061	R1.7.23	0.011	R1.7.26	0.0093	2系
株式会社 曾我工業	西区山田町甲27	10	R1.12.17	0.9	R1.12.24	0.000019	R1.12.24	0.000018	
カ山総合建設株式会社	西区古江西町21-27	10	—	—	—	—	—	—	休止中
戸山カンツリークラブ	安佐南区沼田町大字阿戸 字城山1568-1	10	—	—	—	—	—	—	休止中
株式会社 リサイクル広島	安佐南区伴北五丁目 3353-2	5	—	—	—	—	—	—	休止中
広島市安佐南工場焼却施設	安佐南区伴北四丁目3990	0.1	R1.8.10	0.0000004	R1.8.21	0.000009	R1.8.21	0.046	1号炉
		0.1	R1.8.21	0.00000008					2号炉
広島市安佐北工場	安佐北区可部町大字中島 字丸田1460-1	1	—	—	—	—	—	—	1号炉休止中
			—	—					2号炉休止中
		1	—	—					1号炉休止中
			—	—					2号炉休止中
三和工業株式会社	安佐北区安佐町後山570-1	10	R1.10.31	0.018	R1.10.31	4.8E-07	R1.10.31	0.015 5.4E-07	
(有) 秀知産業	安佐北区安佐町小河内字 上堂原4759	5	R2.2.21	0.13	R1.12.13	0.33	—	—	
広島市安佐動物公園	安佐北区安佐町大字動物 園	10	R1.9.26	0.0034	R1.9.27	0.00018	R1.9.27	0.19	
有限会社ホクブ	安佐北区可部町大字今井 田字観音谷371-6	10	R1.12.3	0.16	R1.12.24	0.0022	—	—	
有限会社藤田資材	安佐北区口田南五丁目 665	5	R1.11.5	0.29	H31.3.7	1.8	H31.3.7	0.027	
動物管理センター可部 焼却場	安佐北区大林町184-1	10	—	—	—	—	—	—	休止中
オオノ開発 広島事業 所	安佐北区大林町字人甲87	1	—	—	—	—	—	—	休止中
株式会社 山陽レック	安佐北区大林町字人甲6-1	1	R1.5.22	0.1	R2.1.24	2	R2.1.24	0.89	

東洋合成株式会社	安佐北区白木町大字志路 字松ヶ平1356	5	H31.3.7	0.67	H31.1.4	0.042	H31.3.7	0.022	
株式会社誠斗建設(旧 南原運送株式会社)	安佐北区高陽町狩留家字 麻下山617-19	5	-	-	-	-	-	-	休止中
将英運送株式会社	安芸区上瀬野町字讃岐田	5	R1.11.25	2.4	R1.11.25	0.7	R1.11.25	0.0082	
協和木材株式会社(旧田 村木材工業(株)矢野工 場)	安芸区矢野新町一丁目1- 3-14	5	H31.3.4	0.0063	H31.3.5	0.00081	H31.3.5	0.012	
株式会社カンサイ 本 社工場	佐伯区五日市町大字石内 460	10	R1.11.15	0.0062	R1.11.15	0.093	R1.11.15	0.2	焼却炉
		10	R1.11.18	0.00063	R1.11.18	0.0096	R1.11.18	0.0036	ロータリーキルン
(株) 環境開発公社	佐伯区五日市町大字石内 字笹ヶ原460-18	10	H31.3.5	0.11	H31.1.25	0.0000098	H31.1.25	0.005	
エコラウンド(株)環 境事業所	佐伯区五日市町大字石内 2047	5	-	-	-	-	-	-	休止中
平和実業株式会社	佐伯区五日市町大字石内 字笹利2041	10	R1.8.19	0.33	R1.8.19	0.000036	R1.8.19	0	

※1 表中の「-」は自主測定義務のないものを示します。

〔TEQとは、ダイオキシン類の各異性体濃度を、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDに換算して合計していることを示します。〕

※2 燃え殻、ばいじんの基準は3 ng-TEQ/g

※3 基準を超えたばいじんは、外部に流出しないよう保管され、令和2年4月27日に処分が完了しました。

(2) 大気基準適用施設【特定施設の種類:アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	大気排出基準(ng- TEQ/m3N)	排出ガス (ng-TEQ/m3N)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
広島アルミニウム工業 (株)可部工場	安佐北区大林四丁目1-1	5	R1.9.21	0.0000042	溶解炉
		1	R1.9.30	0.0016	溶解炉
		5	R1.9.27	0.000002	乾燥炉

(3) 水質基準対象施設【特定施設の種類:下水道終末処理施設】

工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	水質排水基準(pg- TEQ/L)	排水水 (pg-TEQ/L)		備考
			試料採取 年月日	測定結果	
広島市江波水資源再生 センター	中区江波西一丁目15-54	10	R1.8.2	0.00041	
			R2.1.9	0.00078	
広島市旭町水資源再生 センター	南区宇品東四丁目2-27	10	R1.8.2	0.0005	
			R2.1.9	0.0017	
太田川流域下水道東部 浄化センター	南区向洋沖町1-1	10	R1.10.3	0.0035	
広島市西部水資源再生 センター	西区扇一丁目1-1	10	R1.8.2	0.00032	
			R2.1.9	0.00028	